

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 元年 6月14日現在

機関番号：33305

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2017～2018

課題番号：17H07209

研究課題名(和文) 子どもの表現活動の意義を考察する 東欧の子どもの表現活動を手掛かりに

研究課題名(英文) Consideration of significance of children's expression activities -Based on children's activities in Eastern Europe-

研究代表者

南雲 まき (NAGUMO, Maki)

金沢学院大学・文学部・講師

研究者番号：40806626

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,300,000円

研究成果の概要(和文)：研究の初年次にポーランドの現代史資料館で第二次世界大戦下を主題に描かれた当時の子どもの絵画を調査、収集した。それらの絵画には1939年の開戦の年に、ドイツ軍に土地を奪われ、強制的に移住させられた際の記録、ポーランドの象徴であるグニェズノの大聖堂が燃やされた記録、親族が殺害された記録などが、作者の名や年齢とともに克明に絵画で描かれていた。また、チェコのテレジン収容所では、ユダヤ人の子どもたちによる第二次世界大戦時の絵についての調査を行った。これらの絵画の分析を通して、過酷な環境に置かれた子どもたちにとって、教育や表現が自己回復の重要な手立てになるということが明らかになった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

第二次世界大戦の間、ソ連とドイツに占領され、ユダヤ人が虐殺された過去をもつポーランドやチェコなど、当時の東欧の子どもたちにとって、絵画を描き、表現活動を行うことが、過酷な状況下において子どもが自己の置かれた状況を客観視し、自己回復する過程で絵画表現が重要な手段であった。本研究を通して子どもの貧困や子どもへの虐待などの現代的な課題に対する手立てとしての表現活動の重要性を明らかにすることができた。

研究成果の概要(英文)：In the first year of the research, I surveyed and collected children's paintings from the WW2 period on the theme of the War at the Polish History Museum. These paintings faithfully depict how their lands were taken by the German forces in 1939, the year of the start of the war, records of being forcefully removed, records of the cathedral that was the symbol of Poland burnt down, records of relatives being killed, etc. with the artists' names and ages. Also, we have conducted a survey of paintings WW2-era paintings by Jewish children at the Terezin camp in the Czech Republic. The analysis of these paintings reveals that education and self-expression can be important tools for self-healing for children put in harsh environments.

研究分野：美術教育

キーワード：美術教育 第二次世界大戦 東欧の子どもの表現

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

研究代表者が院内学級における美術教育について研究するなかで、困難な状況下での子どもの絵画時には生存すら危ぶまれるような状況であっても子どもたちが表現を行うのは何故か、表現活動が子どもたちに何をもたらすのか、その普遍的な意義について考察をしていきたいと考えるようになった。

地域や時代を特定する際に、生存すら困難な状況に置かれた子どもたちの表現について考えるのであれば、第二次世界大戦が起きた当時のポーランドとその近隣の東欧諸国の状況が最も適切であろうと思われた。ポーランドは第二次世界大戦が起きた地であり、地理的に旧ソ連とドイツに挟まれ、占領された歴史をもっている。また、当時、ユダヤ人が世界中で最も多く暮らしていた国のひとつでもあり、子どもたちが収容所で暮らし、そこで暴力を受けたり、虐殺されたりしたという歴史がある。

平成27年度より、自費でポーランドでの事前研究を始めており、子どもの生活や絵画について調査を行うための場所の選定を終えていたため、本研究では、ポーランドと近隣の東欧の国で、当時、子どもたちがどのような生活を送り、そこでどのような表現活動を行っていたかについて研究することとした。

2. 研究の目的

本研究の目的は抑圧された状況下で子どもが美術活動を中心とした表現活動を行う意義について考察し、表現活動の根本的な意義を問うことである。被抑圧者と表現の関わりを考察していくときに、第二次世界大戦下でドイツと旧ソ連の両国の支配を受けたポーランドの歴史は重要な意味をもつと考えられる。当時、行われていた教育、なかでも美術教育に着目し教育、美術教育の意義について考察を深めていく。

現代の日本の状況を考えた際に、経済的格差、教育格差、貧困や虐待など、一部の子どもを取り巻く、非常に困難な状況がある。そのような子どもたちに対して、教育、美術教育がどのような役割を果たすことができるのかを明らかにすることで、日本の教育に寄与する。

3. 研究の方法

初年度の平成29年度に第二次世界大戦下におけるポーランドの子どもたちの生活についての調査を行った。「Warsaw Rising Museum (ワルシャワ蜂起記念館)」に、現存する当時のワルシャワ市民の生活の痕跡は、ほぼこの記念館に収集されているためここで子どもの生活についての調査を行った。

また、ワルシャワには当時、ユダヤ人隔離地区の「ワルシャワ・ゲットー」があり、このゲットーでのユダヤ人の生活は平成25年に開館した「POLIN Museum of the History of Polish Jews (ポーランドのユダヤ人記念館)」に収集されていたため、ポーランドにおけるユダヤ人の生活については、この博物館を中心に調査を行った。

平成30年度には、チェコ共和国における第二次世界大戦時の子どもの絵画について、テレジンの収容所記念館とユダヤ博物館の一部であるピンカスシナゴークでの調査を行った。絵画の主題や画材、表現方法等、教師の指導内容について現存する資料から分析を行った。

4. 研究成果

4-1. 平成29年度のポーランドにおける研究成果

第二次世界大戦時のポーランドでは、ポーランド人による文化的な活動一切が禁じられたた

め、ドイツ占領中の学校教育においては、美術活動は行われることはなかった。ポーランド地下国家と呼ばれる抵抗組織が、秘密裏に行った教育活動のなかで子どもたちの絵画表現が保障された。この教育活動は、秘密学校と呼ばれた。



図1 無題、ヘケルトゥヴナ・マルタ

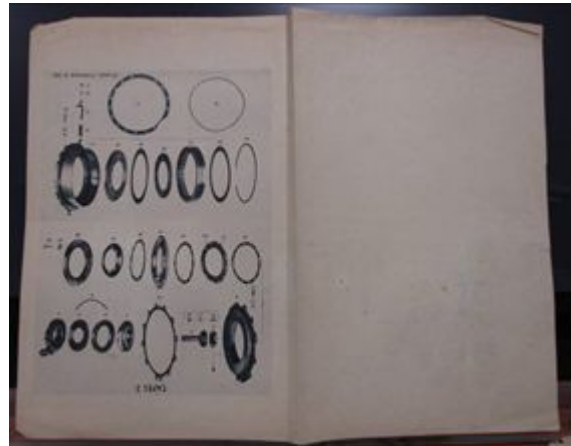


図2 無題、ヘケルトゥヴナ・マルタの裏面

図1はヘケルトゥヴナ・マルタ氏の作品である。銃を持った軍人と倒れている少年、木に縛られている少年、涙を流しながら列に並ぶ子どもたちが描かれている。細部まで詳細に描かれており、丁寧に彩色されている。

図3は他の作品の裏面である。画面右上に1942という発行年と、アドルフ・ヒトラーの文字を読み取ることができる。

282点のうち、両面とも文字が印刷されていない白い紙に描かれた作品はなく、ドイツ軍が投棄したような紙類をポーランド人が回収し、子どもたちのノートや画用紙代わりに使用したと考えられる。当時、どれだけ物資が乏しく、それでもそのなかで子どもたちが絵を描いたという社会的な状況をうかがい知ることができる。

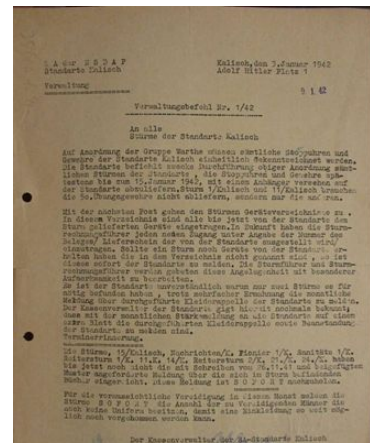


図3 1942年ナチス・ドイツの文書



図4 「1939年のポーランド国民の旅」 作者不明

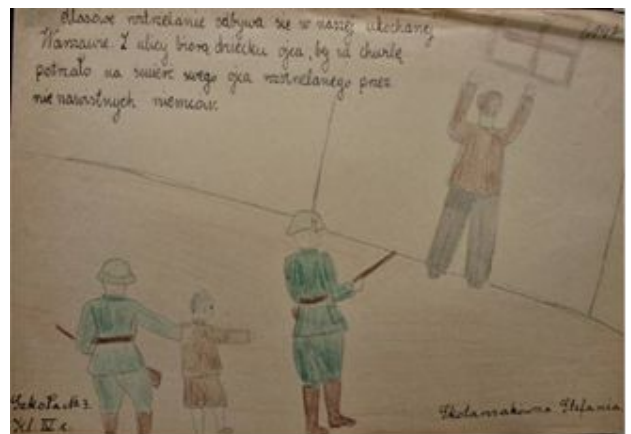


図5 「私達の愛するワルシャワで大量虐殺が行われた。路上で子どもから父親を引き離し、父親が、憎いドイツ人達に殺されるのを、子どもに見ると強要した」 スコタルチャクヴナ・ステファニア

図4は、ドイツによるポーランド人の強制退去の場面を描いた図ではないかと考えられる。1939年は開戦と占領が始まった年であり、同年の10月「全ドイツ強化に関する法令」により、ポーランド人の集団強制退去が決定された。

図5は題名が示す通り、ポーランドの首都ワルシャワで行われたドイツ人による大量虐殺を描いた作品だと考えられる。文化的な活動の痕跡としての本一冊の所持が見つただけでドイツ軍に逮捕されるという状況のなかでも、これらの教育が行われたということ、以上に紹介したような多くの作品が子どもによって描かれたということは、子どもにとっての教育や表現活動の重要性を強く示していると考えられる。

4-2 チェコ共和国における研究成果

調査を行ったテレジン収容所はナチス・ドイツの直接の支配下にある収容所である。そこではユダヤ人の子どもは、オシフィエンチムに送られるまでの管理の対象でしかなかった。テレジン収容所では、ありあわせの紙を紐で綴り、ノートを自作して子どもたちが学んだ。それらの表紙には手描きの自分たちの姿と、ダビデの星の印があった。ユダヤ教において、物質や金銭を奪われても、知識や教養を奪うことはできないという考え方がある。ユダヤ教が重んじる教育という営みと、共同体のシンボルであるダビデの星は、自らが歴史ある共同体の一員であることの証となったと考えられる。



図6 テレジン収容所の入り口に掲げられた「労働は自由への道」の文字

テレジン収容所では、現在残されている部屋を見る限りでは、白と灰色、土や木の茶色しかない環境であり、子どもたちは色彩のない生活を送っていたであろうことが想像できる。絵を描き、色彩に触れる行為は、子どもたちに精神的豊かさをもたらしたと考えられる。

より豊かに表現するためにはどうしたら良いのか、より美しくするためにはどう工夫すれば良いのか、感覚と知性を用いて試行錯誤する、極めて人間的な活動が芸術活動である。非人間的な扱いを受けている人間が、奪われた人間性を取り戻すための活動として、絵を描くことは非常に有効であろうと考える。しかし、ある程度の自我が芽生える年齢以上の人間にとって、平和な状況下においても、絵を描くという行為は、自己への信頼がないと困難である。絵を描くという行為は、他者の指示なく、形を選び、色を選び、自分自身で判断する行為の連続で成立している。また、自分の内面との対話により、どのようにしたら自分が良いと感じるか、快い状態を模索する行為でもある。ものを描くという行為は、何を描くにしろ、自己との対話を繰り返し、自己の輪郭をなぞり、確かにする行為であると考えられる。また、絵の主題を選ぶ際や、描く過程において、自己の置かれた状況を客観視するための行為とも言えるだろう。

人間性を否定されるような環境下において芸術活動を行うことは、決して無駄なことではなく、人間性を取り戻すための非常に重要な行為である。また、そのような作用こそが子どもが絵を描くこと、芸術活動に取り組むことの固有の価値であると考えられる。

図7は当時禁止されていたユダヤ人男性の伝統的な黒衣と帽子の姿を描いている。図8は、ユダヤ教の絵巻物、トーラーのように巻物状に絵が描かれている。これらの創作活動、表現活動は、子どもたちが自らのアイデンティティを取り戻すための活動となったのではないかと考えられる。



図7 無題、作者不明



図8 無題、作者不明

4-3 研究の全体を通して

第二次世界大戦下におけるポーランド、チェコ共和国で描かれた子どもの絵画とその社会背景について分析、考察を行うなかで、ポーランドの子どもたちにとって、絵画表現は現実を記録する手段であり、同時に現実と向き合うための手段であったと考えられる。置かれた状況を客観視し、絵画表現だけでなく、教育活動に参画すること自体が、支配者への抵抗手段であったと考えられる。チェコ共和国においては、教育や芸術を重んじるユダヤ教の文化を継承し、自らのアイデンティティを確認する手段として絵画表現が有効に働いたのではないかと考えられる。

以上をふまえ、現代の日本において、困難な状況下でも子どもが絵画表現を行うことは、以下のような役割をもつ可能性があると考えられる。まず、自己のおかれた環境について認識し、他者に伝達するための手段である。また、直視することが辛いような現実を精神的な外傷のような形で残すのではなく、絵画表現という手段で昇華できる可能性がある。自分の好きな色や形、楽しかった思い出等を描くことで、自己の輪郭を明らかにすることができるのではないかと考えられる。そして何よりも、描くこと自体と、絵画表現を通じた他者との間接的な交流による自己回復ができるのではないかと考えられる。以上のような可能性について、本研究をもとに、更に発展させていきたいと考えている。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計2件)

南雲 まき「第二次世界大戦以降のポーランドの教育と表現についての一考察」、『未来を拓く教育実践学第3号』共創型対話学習研究所，査読有，3巻，2019，pp.58～67

南雲 まき「第二次世界大戦下で描かれたポーランドの子ども絵画」、『金沢学院大学教職センター紀要』，査読有，pp.35～42

〔学会発表〕(計2件)

「インクルーシブ教育における美術教育についての考察」

大学美術教育学会 広島大会 2018

「第二次世界大戦下のポーランドにおける子ども絵画についての考察」

大学美術教育学会 奈良大会 2019

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年:

国内外の別:

取得状況(計0件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

取得年:

国内外の別:

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究分担者

研究分担者氏名:

ローマ字氏名:

所属研究機関名:

部局名:

職名:

研究者番号(8桁):

(2) 研究協力者

研究協力者氏名: ヤクブ・カルポルク(ポーランド情報工科大学), 藤井 陽子(ワルシャワ大学)

ローマ字氏名: Jakub Karpoluk, Fujii Yoko

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。